

氏名	小南理恵
学位の種類	博士（図書館情報学）
学位記番号	博甲第 9338 号
学位授与年月日	令和 2 年 1 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	アメリカ図書館界とアメリカ出版界の協同：「読書の自由」の成立と展開

主査	筑波大学 教授	博士（教育学）	吉田右子
副査	筑波大学 教授	博士（比較社会文化）	後藤嘉宏
副査	筑波大学 教授	文学修士	逸村裕
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	綿拔豊昭
副査	慶應義塾大学 准教授	博士（教育学）	松本直樹

論文の要旨

本学位論文は図書館の理念的基盤である知的自由の概念を討究するために、1953年に採択された「読書の自由」(The Freedom to Read)に着目し、その成立と展開におけるアメリカ図書館界とアメリカ出版界の協同の実態を明らかにしようと試みたものである。図書館の知的自由をめぐる「図書館の権利宣言」(Library Bill of Rights)に焦点を当てた研究は多く発表されてきたが、「読書の自由」声明それ自体を論じた先行研究はほとんど存在しない。そのため「読書の自由」に着目しその成立過程について研究することはアメリカ図書館史研究において重要なテーマであるが、本論文はALAアーカイブスおよびアメリカ議会図書館所蔵の一次史料を含めた関連文献の調査を通じて、「読書の自由」声明成立と声明成立後の展開において、図書館界と出版界が果たした役割を解明している。

本論文は7章から構成されている。第1章では研究背景と目的を示し、先行研究を検討し「読書の自由」声明そのものの成立過程や「読書の自由」声明の成立における出版界の役割を論じた研究が行われてこなかったことを明示している。その上で本論文の研究課題として(1)「読書の自由」声明に関わる団体と同声明の展開、(2)「読書の自由」の成立過程、(3)「読書の自由」声明成立の起点となったウェストチェスター会議(Westchester Conference)の実態、(4)「読書の自由」声明への反応と影響、(5)アメリカ図書館協会(American Library Association: ALA)とアメリカ出版会議(American Book Publishers Council: ABPC)の協同の5点の解明が挙げられている。

第2章では「読書の自由」声明の成立に関わる団体、1953年採択時の「読書の自由」声明の内容や改訂の経緯を整理し、アメリカ出版会議が設立時から図書館界との関係を重視し、そうし

た認識が「読書の自由」声明の成立や、その後の図書館界と出版界の協同を後押しするものであったことを明らかにしている。

第3章では「読書の自由」成立の起点となった、1953年ウェストチェスター会議に着目して「読書の自由」声明の成立過程を明らかにするとともに、一次史料の検討を通じて読書の自由を議論する場として開催されたウェストチェスター会議の参加者を特定している。ウェストチェスター会議の出席者は出版関係者が最も多く、出席者の約半数を占めていたが、アカデミアの要職にある人物や法律家も招かれていたことから、多様な視点で議論を交わすことが意図されていたことを示している。

第4章では、ウェストチェスター会議のワーキングペーパー、議事録、完成した1953年版「読書の自由」声明の3つの文書を中心に、声明成立までの流れが明らかにされている。関係文書を精査した結果として、図書館界と出版界の識者および研究者による知的自由に関わる論点を自由に議論する機会として設定されていたウェストチェスター会議において、共産主義への批判的意見が頻繁に示されていたが最終的に採択された「読書の自由」声明では批判的論調が抑制され、知的自由に関わる理念の普遍性を重視した内容としてまとめられたことを浮かび上がらせた。

第5章では「読書の自由」声明への反応と影響が検討されている。まず「読書の自由」声明について、多様な受け止め方が見られたことを事例とともに示した上で、ウェストチェスター会議での議論を受けて刊行された報告書『読書の自由』の内容を検討し、ウェストチェスター会議での議論および1953年版「読書の自由」声明と同報告書との理念的な共通点を示している。さらに「読書の自由」声明は、読書の自由財団の成立や禁書週間の実施など現在まで続く図書館界と出版界における知的自由の実践を導いたことが明らかにされている。

第6章ではALA出版関係委員会、ABPC会議読書発達委員会、ALA・ABPC読書発達合同委員会の活動を詳細に検討し、アメリカ図書館協会とアメリカ出版会議による合同会議の開催や、その後の合同委員会の設置など、図書館界と出版界の協同の実態を明らかにしている。冷戦を背景とした社会的不寛容が広がる中で、図書館界と出版界の間に共通する課題が複数存在したことを指摘し、共産主義関連資料に対する政治的検閲と、ペーパーバックに対する道徳的検閲が相互に絡まりあう中で図書館界と出版界の知的自由に関わる理念的基盤を形成するものとして、「読書の自由」声明が採択された軌跡を浮かび上がらせている。さらに「読書の自由」声明の採択を通じて出版界と図書館界の間で合意形成が行われ、知的自由および表現の自由に対する両者の共通認識が明文化されたことが、その後、読書振興活動の促進につながったことも明らかにしている。

第7章では、第2章から第6章までの研究結果を整理した上で総括を行っており、本研究で設定した5つの研究課題の検討を通じて(1)ウェストチェスター会議以前から存在していた図書館界と出版界の協同体制が、同会議によって強化され、ウェストチェスター会議の成果である「読書の自由」声明は、図書館界と出版界にとって検閲という共通の脅威への抵抗を表明する手段であり、声明は現在も図書館界と出版界に共通する知的自由に関する理念的基盤となっていること、(2)「読書の自由」声明は表現の「受け手」としての読者の存在を顕示し図書館員と出版者を読者の権利を擁護する者として位置づけることで、知的自由の理念を普遍化し図書館界と出版界に共通する理念的基盤として機能することとなったこと、(3)図書館界と出版界との協同は、「読書の自由」声明を理念的基盤として禁書週間の実施や読書の自由財団の活動として継承され、現在の図書館界と出版界の協同体制がウェストチェスター会議や、その理念的成果物である「読書の自由」声明を出発点として築き上げられたことを結論としている。

最後に本論文が「読書の自由」の意義と「読書の自由」を通じた出版界と図書館界の協同を明

らかにしたことを示しつつ、「読書の自由」声明に含まれる個々の概念そのものを掘り下げた分析や1960年代以降のアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の協同の検討など、さらなる研究の展開可能性が示されている。

審 査 の 要 旨

【批評】

アメリカ図書館協会が1939年に採択した「図書館の権利宣言」は、合衆国憲法修正第1条が規定する「表現の自由」をその根拠としている。「図書館の権利宣言」の採択以降、アメリカ図書館協会は図書館サービスの理念的基盤として、知的自由の重要性を強調してきたが、同宣言と並んで、アメリカ図書館界における知的自由の理念の形成に寄与したのが、1953年にアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議によって共同採択された「読書の自由」である。1950年代初頭のアメリカでは、冷戦を背景に共産主義に対する社会的圧力が激化しており、図書館においても関連蔵書への検閲の増加が問題となっていた。こうした社会状況を背景に、1953年5月に開催されたウェストチェスター会議での議論を中心に成立した文書が、「読書の自由」声明である。

「読書の自由」の成立と展開における、アメリカ図書館界とアメリカ出版界の協同の実態解明を目的とした本論文において、研究課題が5点設定されている。研究課題1は「読書の自由」声明に関わる団体と「読書の自由」声明の展開を明らかにすること、研究課題2は「読書の自由」の成立過程を明らかにすること、研究課題3は「読書の自由」声明成立の起点となったウェストチェスター会議の実態を明らかにすること、研究課題4は「読書の自由」声明への反応と影響を明らかにすること、研究課題5はアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の協同を明らかにすることである。本論文は5つの研究課題の解明を通して、「読書の自由」の成立と展開におけるアメリカ図書館界とアメリカ出版界の協同の実態を明らかにすることに成功している。

本論文では第2章から第5章において、上記5点の研究課題について分析を行っている。研究課題1に対応する第2章では、本論文の対象である「読書の自由」声明について、「読書の自由」声明の成立に関わる団体、1953年採択時の「読書の自由」声明の内容や改訂の経緯を整理している。研究課題2に対応する第3章では一次史料の検討を通じて「読書の自由」成立の起点となった、1953年ウェストチェスター会議に着目して「読書の自由」声明の成立過程を明らかにしている。研究課題3に対応する第4章ではウェストチェスター会議のワーキングペーパー、議事録、完成した1953年版「読書の自由」声明の3つの文書を中心に声明成立までの流れを解明している。研究課題4に対応する第5章では「読書の自由」声明への反応と影響を多様な関連文献の分析を通じて明らかにしている。研究課題5に対応する第6章ではALA出版関係委員会、ABPC読書発達委員会、ALA・ABPC合同読書発達合同委員会の活動を検討する中で、図書館界と出版界の協同の実態を明らかにしている。続く第7章では第2章から第6章までの分析を踏まえ、5つの研究課題として示された論点を総括している。第7章では、5つの研究課題の検討を通じて「読書の自由」の成立と展開におけるアメリカ図書館界とアメリカ出版界の協同の実態を明らかにした。

本論文では「読書の自由」という図書館界と出版界に関わる理念的言説を解明するために一次資料、二次資料を用いた文献調査を用いており、これらの調査方法は、研究手法として適切であると評価できる。図書館の知的自由に関して、「図書館の権利宣言」に焦点を当てた研究、そし

て知的自由に関わる特定の事例を討究する先行研究は存在するが、「読書の自由」声明そのものの成立過程および「読書の自由」声明の成立における出版界の役割を論じた研究はこれまで存在しなかった。本論文は ALA アーカイブズおよびアメリカ議会図書館所蔵の一次史料を含めた関連文献の調査を通じて「読書の自由」の成立と展開におけるアメリカ図書館界とアメリカ出版界の協同の実態」を解明するという研究目的を達成している。

ただし「読書の自由」声明に含まれる概念に関して踏み込んだ検討を行った上で、関係史料への批判的な解釈がなされることで、図書館研究における知的自由の議論の深化に貢献できた可能性がある。また『読書の自由』に関わった研究者の研究活動と知的自由との関係性についてもさらに掘り下げて分析することが課題として残されている。このような課題はあるものの、これまで学術的研究がなされてこなかった「読書の自由」に、筆者が焦点を当てた意義は十分に認められ、研究対象とした「読書の自由」声明の成立過程の分析に関しては、ALA アーカイブズおよびアメリカ議会図書館所蔵の一次史料を発掘し分析を行っており、アメリカ図書館界と出版界の間で「読書の自由」の共同採択が可能になった要因を、史料に基づき解明した点は本研究の独創性として評価できる。

本論文では冷戦を背景とした社会的不寛容が広がる中で、両者の間に共通する課題が複数存在したことを指摘し、共産主義関連資料に対する政治的検閲と、ペーパーバックに対する道徳的検閲とが相互に絡まりあう中で、図書館界と出版界の知的自由に関わる理念的基盤を形成するものとして、「読書の自由」声明が採択された軌跡を浮かび上がらせている。表現の自由について国内外において緊張が高まる中で、図書館情報学の分野において根幹的課題でありかつ緊急に取り組むべき課題に本論文は真正面から取り組み、民主主義社会における普遍的価値である表現の自由と表現を受け取る自由が図書館という文化装置を通じて保障されていく過程を描き出している。「図書館の権利宣言」と並び図書館の知的自由の理念として中核的な役割を果たしてきたにもかかわらず、学術的な研究がほとんどなされてこなかった「読書の自由」を分析対象として設定しその成立と展開にダイレクトに迫ったことには学術的な独創性が認められ、高く評価することができる。

以上から、本論文に示された著者の研究は、図書館情報学研究に大きく寄与するものと高く評価できる。

したがって、本論文は、学位論文として十分な内容をもつものと判断される。

【最終試験結果】

2019年12月26日、図書館情報メディア研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、「図書館情報メディア研究科博士後期課程（課程博士）の学位論文審査に関する内規」第23項第3号に基づく最終試験を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

【結論】

よって、著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。